社会福祉施設における労働災害防止について

平成２６年における社会福祉施設における労働災害の発生件数は、１０９件でした。全産業に占める割合は、約６．５％です。

また、そのうち、事故の型では、４４件（４０％）が、動作の反動・無理な動作（主に腰痛等）でついで、転倒３４件（３１％）であり、この２つで約７割をしめます。（資料１参照）

また、6月は、全国安全週間準備期間　7月1日～7月7日は、全国安全週間でもあります。是非この機会に職場を点検していただき、腰痛予防対策（資料２参照）、転倒災害防止対策（資料３参照）を含め職場の労働災害対策（資料４参照）をお願いします。

厚生労働省「安全衛生関係リーフレット一覧」のページ：
http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/index.html

※お願い　　労働者死傷病報告の提出をお忘れなく

労働災害等（以下①～④）により労働者が死亡又は休業した場合には、遅滞なく、労働者死傷病報告を所轄の基準監督署長に提出して下さい。（労働安全衛生規則第９７条）

① 労働者が労働災害により、負傷、窒息又は急性中毒により死亡し又は休業したとき
② 労働者が就業中に負傷、窒息又は急性中毒により死亡し又は休業したとき
③ 労働者が事業場内又はその附属建設物内で負傷、窒息又は急性中毒により死亡し又は休業したとき
④ 労働者が事業の附属寄宿舎内で負傷、窒息又は急性中毒により死亡し又は休業したとき

労働災害の程度	報　告　様　式	提　出　時　期
死亡・休業４日以上	労働者死傷病報告 （様式第 23 条）	その都度遅滞なく
休業１～３日	労働者死傷病報告 （様式第 24 条）	災害発生 1～ 3 月　　4 月末まで 災害発生 4～ 6 月　　7 月末まで 災害発生 7～ 9 月　　10 月末まで 災害発生 10～12 月　　翌年 1 月末まで

そのほか、爆発、ボイラーの破裂、クレーンの事故或いは、事故や急性中毒等で一度に３名以上の方が負傷、罹患した場合は、管轄の労働基準監督署にご連絡ください。

熊本労働局　労働基準部　健康安全課：電話 096-355-3186

資料1　　確定版　　平成26年(1月～12月)

業種別事故の型別労働災害発生状況　　熊本労働局

事故の型 / 業種	墜落・転落	転倒	激突	飛来・落下	崩壊・倒壊	激突され	はさまれ・巻き込まれ	切れ・こすれ	踏み抜き	おぼれ	高温・低温の物との接触	有害物との接触	感電	爆発	破裂	火災	交通事故（道路）	交通事故（その他）	動作の反動・無理な動作	その他	分類不能	合計
全産業	325	377	47	100	24	82	207	151	6	1	41	5	4	3	0	1	116	1	170	13	15	1,689
第一・二次産業計	220	137	25	72	21	61	157	93	5	1	19	4	3	2	0	1	39	0	53	2	0	915
製造業	45	66	9	17	7	24	86	56	0	0	12	2	1	0	0	1	5	0	19	0	0	350
鉱業	2	0	0	0	0	0	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5
建設業	100	19	6	28	9	15	37	26	2	0	3	1	2	1	0	0	6	0	11	0	0	266
運輸交通業	53	29	8	15	2	9	24	1	1	0	1	0	0	0	0	0	27	0	19	0	0	189
貨物取扱業	2	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	4
農林業	15	17	1	10	1	10	4	9	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	4	1	0	73
畜産・水産業	3	6	1	2	1	3	4	1	1	1	2	1	0	1	0	0	0	0	0	1	0	28
第三次産業計（運輸交通業、貨物取扱業を除く）	105	240	22	28	3	21	50	58	1	0	22	1	1	1	0	0	77	1	117	11	15	774
商業	36	84	5	11	2	6	19	21	1	0	6	0	1	0	0	0	35	0	24	1	2	254
通信業	1	2	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10	1	0	1	0	17
保健衛生業　医療保健業	6	25	4	0	0	4	3	3	0	0	1	0	0	1	0	0	3	0	17	2	5	74
保健衛生業　社会福祉施設	6	34	4	1	0	0	1	2	0	0	1	0	0	0	0	0	5	0	44	5	6	109
保健衛生業　上記以外の保健衛生業	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	7
保健衛生業　計	14	61	8	1	0	4	4	5	0	0	2	0	0	1	0	0	8	0	64	7	11	190
接客娯楽業	15	49	2	7	0	3	5	19	0	0	12	0	0	0	0	0	4	0	10	0	1	127
清掃・と畜業	19	21	3	6	0	2	13	5	0	0	1	1	0	0	0	0	4	0	10	1	1	87
その他の事業	13	20	3	2	1	6	6	7	0	0	1	0	0	0	0	0	9	0	6	1	0	75
金融広告業	5	2	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	0	1	0	0	16
映画演劇業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
教育研究業	2	1	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	2	0	0	8
官公署	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

社会福祉施設においては、「動作の反動・無理な動作（主に腰痛）」と「転倒」で災害の7割をしめる。

事故の型別（社会福祉施設）

事故の型（第三次産業（運輸交通業、貨物取扱業を除く））

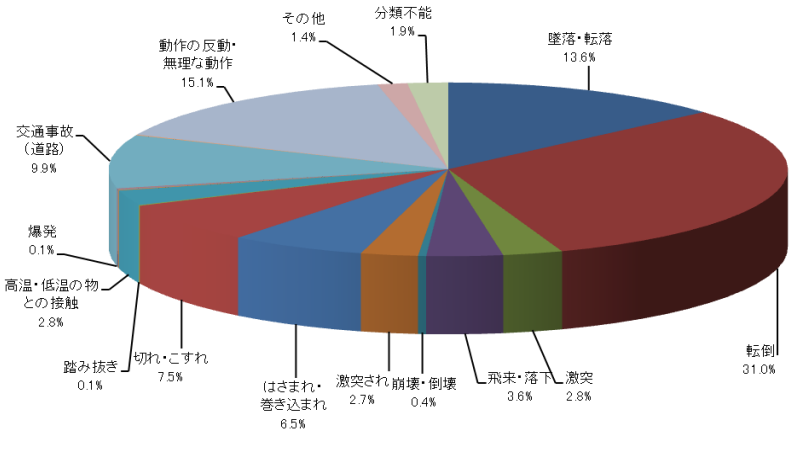

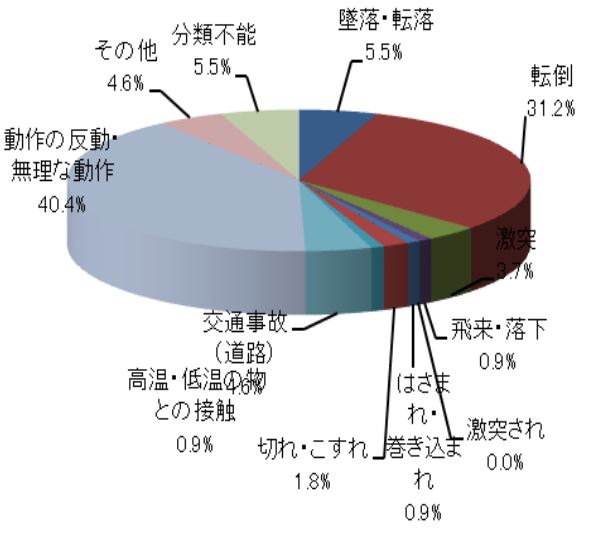

社会福祉施設を運営する事業主の皆さまへ

資料２

介護・看護作業による腰痛を予防しましょう

休業４日以上の職業性疾病のうち、職場での腰痛は６割を占める労働災害となっています。特に、高齢者介護などの社会福祉施設での腰痛発生件数は大幅に増加しています。

そこで、厚生労働省では平成25年６月に「職場における腰痛予防対策指針」を改訂し、適用範囲を福祉・医療分野における介護・看護作業全般に広げ、腰に負担の少ない介助方法などを加えました。

このパンフレットは、指針の主なポイント、介護・看護作業での腰痛防止の具体的な対策をまとめたものです。皆さまの施設での腰痛予防にお役立てください。

指針の主なポイント

＜労働衛生管理体制＞

職場で腰痛を予防するには、労働衛生管理体制を整備した上で、作業・作業環境・健康の３つの管理と労働衛生についての教育を総合的・継続的に実施することが重要です。

また、リスクアセスメントや労働安全衛生マネジメントシステムの考え方を導入して、腰痛予防対策の推進を図ることも有効です。

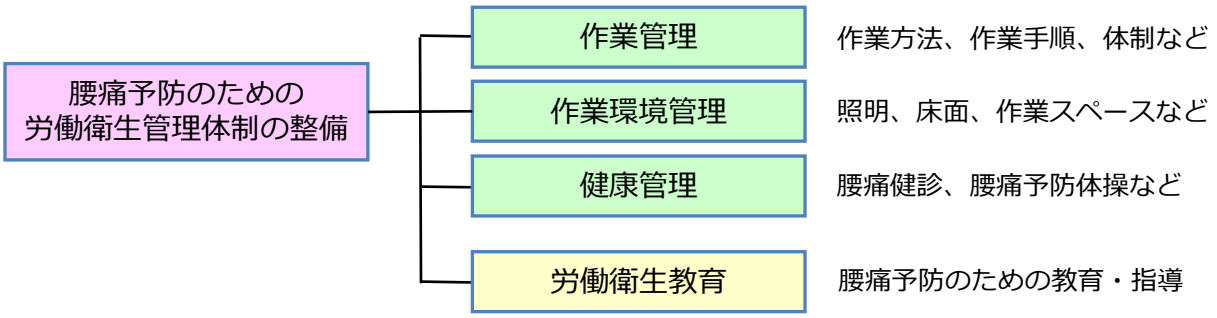

＜リスクアセスメント＞

リスクアセスメントは、それぞれの作業内容に応じて、腰痛の発生につながる要因を見つけ出し、想定される腰部への負荷の程度、作業頻度などからその作業のリスクの大きさを評価し、リスクの大きなものから対策を検討して実施する手法です。

＜労働安全衛生マネジメントシステム＞

リスクアセスメントの結果を基に、予防対策の推進についての「計画（Plan）」を立て、それを「実施（Do）」し、実施結果を「評価（Check）」し、「見直し・改善（Act）」するという一連のサイクル（PDCAサイクル）により、継続的・体系的に取り組むことができます。

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

作業管理、作業環境管理、健康管理のポイント［ 指針 ］

作業管理

■省力化

人を抱え上げる作業など腰に負担のかかる作業については、リフトなどを積極的に使用し、原則、人力では行わせないようにする。それが困難な場合には、負担を減らすための福祉用具を導入するなどの省力化を行い、腰への負担を軽減する。

■作業姿勢、動作

前屈姿勢、中腰、上半身と下半身をひねった姿勢、体を後ろに傾けながらねじるなど、不自然な姿勢を取らないようにする。不自然な姿勢を取らざるをえない場合には、その姿勢の程度を小さくするとともに、頻度や時間も減らすようにする。

■作業の実施体制

作業する人数、作業内容、作業時間、自動化の状況、福祉用具などが適切に割り当てられているか検討する。特に、腰に過度の負担がかかる作業では、無理に一人で作業するのではなく、身長差の少ない2名以上で行うようにする。

■作業標準の策定

作業の姿勢、動作、手順、時間などについて、作業標準を策定する。作業標準は、作業者それぞれの作業内容に応じたものにする必要があるため、定期的な見直しを行う。
また、新しい機器や設備などを導入した場合も、その都度見直すようにする。

■休憩・作業量、作業の組合せ

適宜、休憩時間を設け、姿勢を変えるようにする。夜勤や交代制勤務、不規則な勤務については、昼間の作業量を下回るよう配慮し、適宜、休憩や仮眠が取れるようにする。過労を引き起こすような長時間勤務は避ける。

■靴、服装など

作業時の靴は、足に合ったものを使用する。作業服は、動きやすく着心地を考慮し、伸縮性、保温性、通気性のあるものにする。

作業環境管理

■作業する場所の床面

転倒やつまずき、滑りなどを防止するため、作業する場所の床面はできるだけ凹凸や段差がなく、滑りにくいものとする。

■照明

足もとや周囲の安全が確認できるように適切な照度を保つ。

■作業空間、設備の配置など

作業に支障がないように十分に広い作業空間を確保する。作業の姿勢、動作が不自然にならないよう、機器や設備を適切に配置し、椅子や作業台・ベッドの高さを調節する。

健康管理

■健康診断

介護・看護作業を行う作業者を配置する際には、医師による腰痛の健康診断を実施する。その後は定期的（６カ月以内に１回）に実施する。健診結果について医師の意見を聴き、作業者の腰痛予防のために必要がある場合には、作業体制・作業方法の改善、作業時間の短縮などを行う。

■腰痛予防体操

ストレッチを中心とした腰痛予防体操を実施させる。

労働衛生教育［ 指針 ］

■労働衛生教育

介護・看護作業を行う作業者に対しては、その作業に配置する際に腰痛予防のための労働衛生教育を実施する。その後は、必要に応じて行う。

［教育内容］

・腰痛の発生状況、原因（腰痛が発生している作業内容・環境、原因など）
・腰痛発生要因の特定、リスクの見積もり（チェックリストの作成、活用方法など）
・腰痛発生要因の低減措置（発生要因の回避、軽減を図るための対策）
・腰痛予防体操（職場でできるストレッチの仕方など）

■心理・社会的要因に関する留意点

上司や同僚のサポート、腰痛で休むことを受け入れる環境づくり、相談窓口の設置など、組織的な取り組みを行う。

■健康の保持増進のための措置

腰痛予防には日頃からの健康管理も重要。十分な睡眠、禁煙、入浴による保温、自宅でのストレッチ、負担にならない程度の運動、バランスのとれた食事、休日を利用した疲労回復・気分転換などが有効。

リスクアセスメント・労働安全衛生マネジメントシステム

■リスクアセスメント

腰痛予防対策は、各作業におけるリスクに応じて、合理的・効果的な対策を立てることが重要です。

そのためには、作業の種類や場所ごとに、腰痛の発生に関与する要因についてリスクアセスメントを実施する必要があります。

リスクアセスメントとは、職場にある危険の芽を洗い出し、それにより起こりうる労働災害のリスクの大きさ（重大さ＋可能性）を見積もり、大きいものから優先的に対策を講じていく手法です。

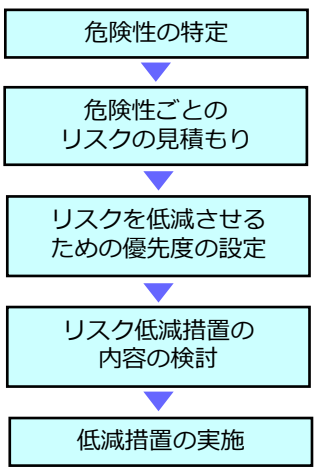

■労働安全衛生マネジメントシステム

作業管理、作業環境管理、健康管理、労働衛生教育を的確に組み合わせて総合的に推進していくためには、労働安全衛生マネジメントシステムの考え方を導入することが重要です。

リスクアセスメントの結果を基に、「計画を立てる（Plan）」→「計画を実施する（Do）」→「実施結果を評価する（Check）」→「評価を踏まえて見直し、改善する（Act）」という一連のサイクル（PDCAサイクル）により、継続的・体系的に安全衛生対策に取り組むことができます。

［PDCAサイクル］

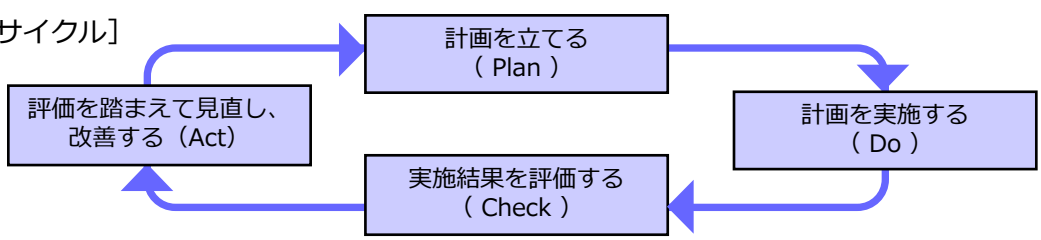

介護・看護作業での腰痛予防対策

リスクアセスメントを行う場合には、次の点に注意して実施しましょう。

○腰痛の発生に関与する要因の把握

要　　因	内　　容
介護・看護される側（対象者）の要因	必要な介助の内容、対象者自身でできること、認知症の程度、体重など
労働者の要因	経験年数、身長・体重、筋力、介護技術など
福祉用具（機器、補助具）の状況	適切な機能を備えたものが必要な数量あるか
作業姿勢・動作の要因	抱え上げ、不自然な姿勢、不安定な姿勢など
作業環境の要因	温度、照明、床面、作業スペースなど
実施体制	適正な作業人数・配置か、協力体制、交代制勤務の回数・シフトなど
心理・社会的要因	対人関係によるストレス、仕事の忙しさ、介護技術の悩みなど

○リスクの評価（見積り）

具体的な介護・看護作業を想定して、腰痛の発生に関係する要因のリスクを見積もる。なお、リスク評価に当たっては、「チェックリスト」「アクション・チェックリスト」※を利用することも有効。

※ 改善のためのアイデアや方法を見つけることを目的とした改善・解決指向型のチェックリスト

○リスクの回避・低減措置の検討、実施

リスクの大きさや緊急性などを考慮して、リスク回避・低減措置の優先度を判断しつつ、次に掲げるような、腰痛の発生要因に的確に対処できる対策の内容を決定する。

検討事項	内　　容
対象者自身でできることの活用	対象者の協力を得た介護、看護方法の選択
福祉用具の利用	対象者の状態に合った福祉用具の積極的な利用
作業姿勢・動作の見直し	リフトやスライディングボード・シートの利用、不自然な姿勢での作業の回避
作業の実施体制	負担の大きい業務が特定の作業者に集中しないよう配慮
作業標準の策定	作業ごとに作成し、対象者別に、手順・福祉用具・人数・役割などを明記
休憩、作業の組合せ	交代で休憩できるよう配慮。他の作業とローテーションも考慮
作業環境の整備	温度・湿度の調整、十分な照明、段差の解消、作業スペースの確保など
健康管理	適切な健康管理による腰痛発生リスクの早期把握、職場復帰時の措置など
労働衛生教育	教育・訓練の定期的な実施。マニュアルの作成・整備

○リスクの再評価、対策の見直し・実施継続

定期的な職場の見回り、聞き取り調査、健診、衛生委員会などを通じて、職場に新たな負担や腰痛が発生していないかを確認する体制を整備する。
問題がある場合には、速やかにリスクを再評価し、リスク要因の回避・低減措置を図るため、作業方法の再検討、作業標準の見直しを行う。

指針全文(H25.6.18付け基発0618第１号)は、厚生労働省ホームページの「法令等データベースサービス(通知検索)」または、報道発表資料(H25.6.18)をご参照ください。

詳細は検索で　職場における腰痛予防対策指針　**検索**

（H25.11）

資料３

職場での転倒事故を減らしましょう！

仕事中に転倒して4日以上仕事を休む方は、年間26,000人ほどで、労働災害の種類では最も多くなっています。特に高齢者が転倒した場合は重症化する割合が高く、日常生活での不慮の事故による死因の中でも、転倒･転落死は交通事故死を超えています。

転倒災害は年々増加の 一途をたどっています

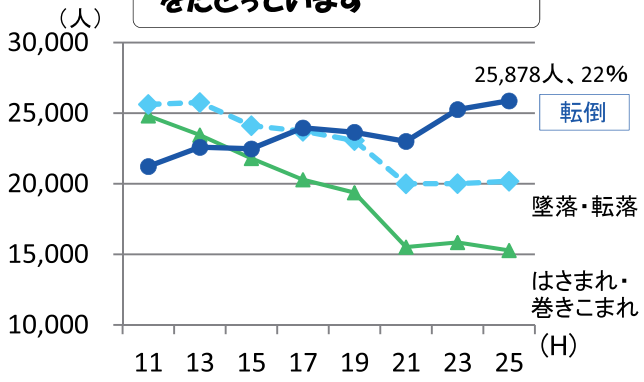

出典：厚生労働省　労働者死傷病報告「事故の型別死傷者数の推移」

日常生活でも転倒･転落事故は交通事故よりも死亡者が多くなっています

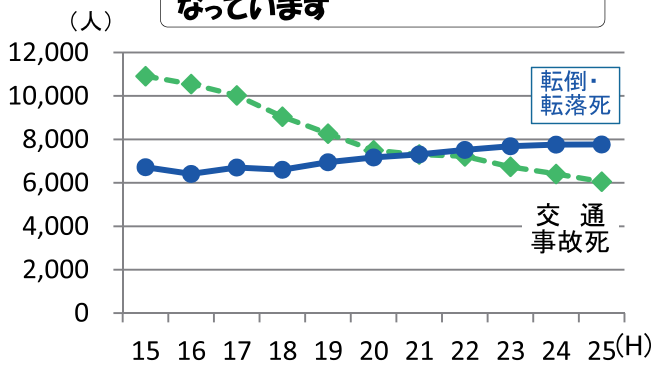

出典：厚生労働省 人口動態統計「死因別死亡者数の推移」

あなたの職場では、このような災害が起こっていませんか？

業　種	災害の発生状況
金属製品製造業	
ケガの程度	
休業10日間	工場内で発生した機械のトラブル処理のため駆け出したところ、作業通路上に散らばっていたネジを踏んで足を滑らせ転倒した。
対策のポイント	

- □ 足元に落ちた材料などは、速やかに片付けることを徹底する
- □ 他の労働者が通ることを踏まえ、作業通路上に物を放置しない
- □ 足元の障害物に気づけるよう、余裕をもった行動を心がける

業　種	災害の発生状況
飲食店	
ケガの程度	
休業２カ月	空の容器を抱えた状態で従業員通路の階段を降りていた時に、足元が見えず階段を踏み外してバランスを崩し転倒した。
対策のポイント	

- □ 運ぶ容器を小分けにするなど足元が見えるようにする
- □ 大きな荷物を運ぶときは台車を使用する
- □ 危険箇所には表示して注意を促す
- □ 階段の昇降はゆっくりを心がける

業　種	災害の発生状況
食料品製造業	
ケガの程度	
休業10日間	厨房で揚げ物をパックに詰めるため、容器を取ろうと前方にかがんだところ、床に飛び散った油で滑ってバランスを崩し転倒した。
対策のポイント	

- □ 作業の都度、床の油などは放置せず取り除く
- □ 滑りにくい靴底の履物を着用する

業　種	災害の発生状況
小売業	
ケガの程度	
休業１カ月半	バックヤードで商品の検品中に、レジのヘルプ連絡を受けて店内に向かう途中、台車に足を引っかけてバランスを崩し捻挫した。
対策のポイント	

- □ 通路に物を置かない、整理･整頓をする
- □ 作業通路を定め、定期的に職場を巡視する
- □ 危険箇所には表示して注意を促す

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署　2015.3

転倒災害の種類と主な原因

転倒災害は、大きく3種類に分けられます。あなたの職場にも、似たような危険はありませんか？

滑り

［主な原因］

- 床が滑りやすい素材である。
- 床に水や油が飛散している
- ビニールや紙など、滑りやすい異物が床に落ちている

つまずき

［主な原因］

- 床の凹凸や段差
- 床に放置された荷物や商品など

踏み外し

［主な原因］

- 大きな荷物を抱えるなど、足元が見えない状態での作業

転倒災害防止対策のポイント

転倒災害防止対策により安心して作業が行えるようになり、作業効率が上がります。できるところから少しずつ取り組んでいきましょう。

設備管理面の対策
［4S（整理・整頓・清掃・清潔）］

- ◆ 歩行場所に物を放置しない
- ◆ 床面の汚れ（水、油、粉等）を取り除く
- ◆ 床面の凹凸、段差等の解消

転倒しにくい作業方法
［あせらない　急ぐ時ほど　落ち着いて］

- ◆ 時間に余裕を持って行動
- ◆ 滑りやすい場所では小さな歩幅で歩行
- ◆ 足元が見えにくい状態で作業しない

その他の対策

- ◆ 作業に適した靴の着用
- ◆ 職場の危険マップの作成による危険情報の共有
- ◆ 転倒危険場所にステッカー等で注意喚起

［コラム］正しい靴の選び方

靴は、自分の足に合ったサイズのものを使いましょう。小さすぎる靴では足指が動かしにくく、バランスを崩したときに足の踏ん張りがきかなくなります。逆に大きすぎる靴では、歩行のたびに足が前後斜めに動いて、靴のつま先やかかとが、足の動きに追随できなくなります。

以下のポイントにも注意して、作業に合った靴を選びましょう。

靴の屈曲性

靴の屈曲性が悪いと、足に負担がかかるだけでなく、擦り足になりやすく、つまずきの原因となります。

靴の重量

靴が重くなると、足が上がりにくくなるため、擦り足になりやすく、つまずきの原因となります。靴が重く感じられる重量には個人差がありますが、短靴では900g/足以下のものをお勧めします。

靴の重量バランス

靴の重量がつま先部に偏っていると、歩行時につま先部が上がりにくく（トゥダウン）、無意識のうちに擦り足になりやすく、つまずきを生じやすくなります。

つま先部の高さ

つま先部の高さ（トゥスプリング）が低いと、ちょっとした段差につまずきやすくなります。高年齢労働者ほど擦り足で歩行する傾向があるため、よりつまずきやすくなります。

靴底と床の耐滑性のバランス

滑りやすい床には滑りにくい靴底が有効ですが、滑りにくい床に滑りにくい靴底では、摩擦が強くなりすぎて歩行時につまずく場合があります。靴底の耐滑性は、職場の床の滑りやすさの程度に応じたものとする必要があるので、靴はできるだけ履いてみてから選定することをお勧めします。

STOP！転倒災害プロジェクト2015
～あせらない　急ぐ時ほど落ち着いて～

転倒災害は、どのような職場でも発生する可能性があります。職場での転倒の危険性は、働くすべての人が問題意識を持って原因を見つけ、対策をとることで減らすことができます。「転倒」という身近なテーマから職場の安全意識を高め、安心して働ける職場環境の実現に向けて、**「STOP！転倒災害プロジェクト2015」**を実施しています。

【主唱者】

厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会

【プロジェクト実施期間】

平成27年１月20日から12月31日まで

（プロジェクトの効果を上げるため、積雪や凍結による転倒災害の多い２月と全国安全週間の準備月間である６月を重点取組期間とします。）

「STOP！転倒災害特設サイト」をご活用下さい！

転倒災害の現状からその対策まで、事業場での取り組みに役立つ情報を集約してご提供します。

＜厚生労働省　ホームページ＞
「ＳＴＯＰ！転倒災害プロジェクト2015」で検索

STOP！ 転倒　検索

１　転倒災害防止に向けたさまざまな対策の紹介

転倒災害の防止に効果のあった事業場の取組好事例、転倒災害防止に役立つ保護具や用具などを紹介しています。

（資料出所：中央労働災害防止協会）

２　転倒予防の知識養成セミナーの紹介

転倒を防ぐための実習を交えて基礎知識を身につけるセミナー、転倒災害防止の基本となる「４Ｓ活動」や「ＫＹ活動」をテーマとした研修を実施します。

職場の安全、安全週間に関する情報はこちらでも発信しています！
中央労働災害防止協会　http://www.jisha.or.jp/

2015.3

あなたの職場は大丈夫？転倒の危険をチェックしてみましょう

転倒災害防止のためのチェックシート

	チェック項目	☑
1	身の回りの整理・整頓を行っていますか 通路、階段、出口に物を放置していませんか	□
2	床の水たまりや氷、油、粉類などは放置せず、 その都度取り除いていますか	□
3	安全に移動できるように十分な明るさ（照度） が確保されていますか	□
4	時間に追われて、あわてて作業を行って いませんか	□
5	荷物を持ちすぎて足元が見えないことは ありませんか	□
6	ポケットに手を入れながら、人と話しながら、 携帯電話を使いながら歩いていませんか	□
7	作業靴は、作業に合ったちょうど良いサイズの ものを選んでいますか	□
8	ヒヤリハット情報を活用して転倒しやすい 場所の危険マップを作成し、周知していますか	□
9	段差のある箇所や滑りやすい場所などに 注意を促す標識をつけていますか	□
10	ストレッチ体操や転倒予防のための運動を 取り入れていますか	□

チェックの結果はいかがでしたか？　問題のあったポイントが改善されれば、きっと作業効率も上がって働きやすい職場になります。
どのように改善するか「安全委員会」などで、全員でアイディアを出し合いましょう！

資料４

第３次産業で働く皆さまへ

安全で安心な職場をつくるために

労働災害のうち、４日以上仕事を休まなければならない災害は、年間12万件近くもあり、このうち、4割以上の災害は、小売業・社会福祉施設・飲食店などの「第３次産業」で発生しています。

このため、厚生労働省は、第３次産業の職場への安全の担当者の配置と職場での安全活動の活性化を促進しています。

職場でこのようなことはありませんでしたか？？＜労働災害の例＞

転倒	急いでいるときや、両手で荷物を抱えているときなどに、放置された荷物や台車につまずく、濡れた床で滑る　など		
	倉庫に電気をつけずに入ったとき、放置された台車に足がひっかかり、転倒した。 （62歳、休業１か月）	介護施設内を歩いていたとき、電源コードが足にひっかかり、転倒した。 （63歳、休業２か月）	キッチンを歩いていたとき、マットが滑り、転倒した。 （43歳、休業２か月）
急な動き・無理な動き	重いものを無理な姿勢で持ち上げたり、移動させたりするときなどに、ぎっくり腰や、筋を痛める、くじく　など		
	棚から重い荷物を下ろすとき、背伸びして無理な体勢で受け止めて、腰をひねった。 （34歳、休業３か月）	トイレ介助で、利用者を持ち上げたら、腰を痛めた。 （36歳、休業１か月）	フライヤーの油交換作業のため、油の入った一斗缶を持ち上げたところ、腰を痛めた。 （54歳、休業２か月）
墜落・転落	脚立や、はしごなどの上でバランスを崩す、階段で足が滑る　など		
	脚立に乗り電球を交換中、バランスを崩し、脚立から落下した。 （32歳、休業１か月）	テーブルに乗り、飾り付けをしていたとき、バランスを崩し、転落した。 （66歳、休業２か月）	商品を運ぶ作業をしていたとき、階段で足を滑らせ、転落した。 （18歳、休業３週間）
その他	「交通事故にあった」、「通路でぶつかった」、「ドアに手を挟まれた」、「刃物で手を切った」、「やけどをした」　など		
	鍋の湯を捨てようとしたとき、手が滑って鍋を落としてしまい、長靴の中に湯が入ってやけどした。 （19歳、休業３か月）	スイングドアを通るとき、慌てて台車を引いたため、台車に足をぶつけた。 （47歳、休業１か月）	まな板を拭いていたとき、まな板に放置していた刃物で手を切った。 （19歳、休業１か月）

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

(H26.8)

労働災害の発生状況と原因

４日以上にわたり仕事を休んだ労働災害の発生件数の推移（第３次産業）

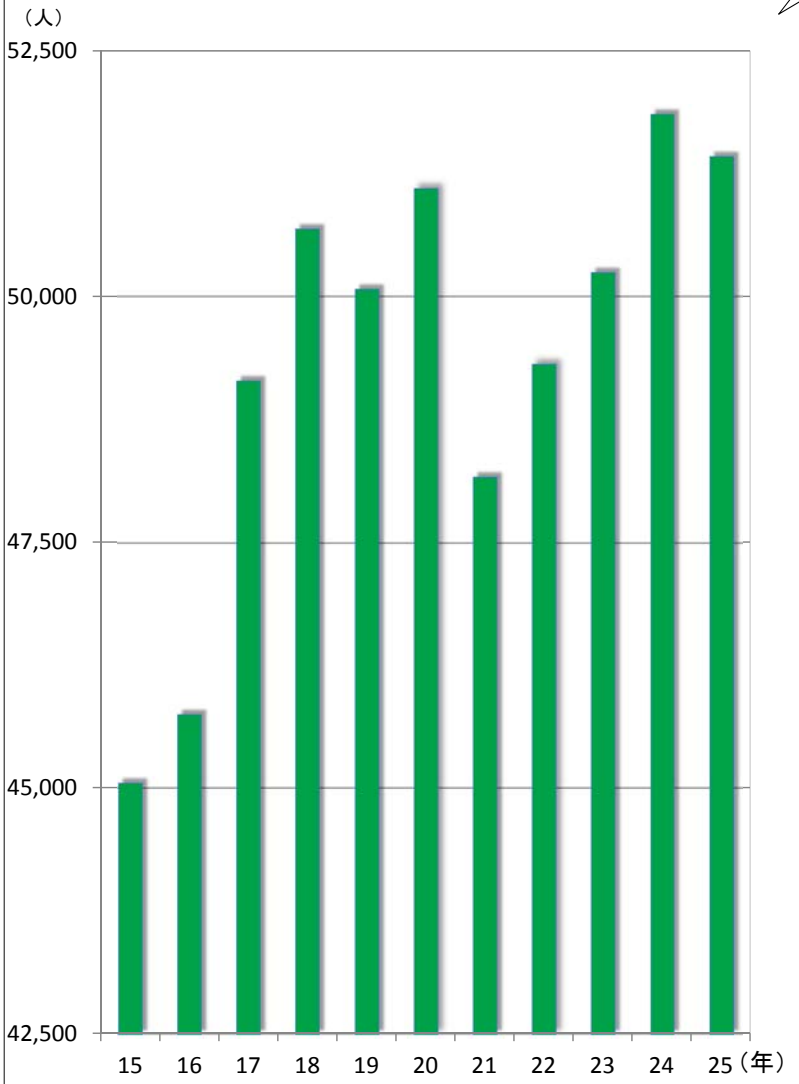

第３次産業では、年間約50,000人以上の人が労働災害で４日以上にわたり仕事を休んでいます。

第３次産業では、
・「転倒」
・「急な動き・無理な動き」
・「墜落・転落」
・「交通事故（道路）」
が多く、これらが原因で、全体の約７割の災害が起きています。
他にも、割れた食器や包丁などで切ってしまう「切れ」や、熱いものに触ってしまったり、お湯をかけてしまったりする「やけど」などもあります。

第３次産業での労働災害の「事故の型」の内訳（平成25年）

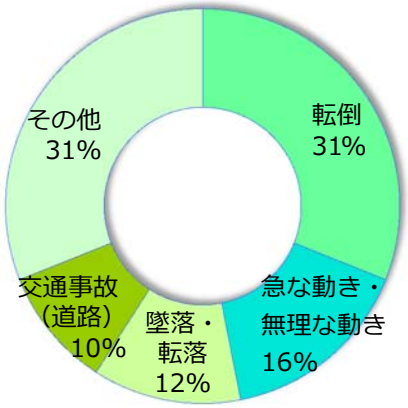

(出典:労働者死傷病報告)

労働災害が起こるとどうなるのでしょうか??

従業員にとって、安全で安心な職場をつくることは、利用者へのサービスの質の向上にもなります。
一方、労働災害の原因を放置したままだと、安全で安心に作業をすることができなくて、**作業効率が低下**することもあります。
労働災害で仕事を休む人がいると、急に、代わりの人を見つけたり、シフトの変更などをしないといけなくなり、**他の人にも負担**がかかってしまいます。

労働災害を防ぐためにどのようなことをすればよいのでしょうか??

労働災害を防ぐためには、
・「職場に潜んでいる危険」などを見つける
・「危険な箇所」などを知らせる
・「脚立や台車」などの使い方を学ぶ
などの「安全活動」をします。
安全活動は、経営者や責任者の責務であるとともに、従業員も全員参加することが重要です。

主な安全活動の内容

４Ｓ活動　＝　災害の原因を取り除く

◆４Sとは「整理」、「整頓」、「清掃」、「清潔」のことで、これらを日常的な活動として行うのが４Ｓ活動です。
◆４S活動は、労働災害の防止だけではなく、作業のしやすさ、作業の効率化も期待できます。
◆お客様の目に触れにくいバックヤードも整頓を忘れないようにしましょう。
◆荷物やゴミなど、物が散らかっている職場や、水や油で床が滑りやすい職場は、災害の危険が高くなります。

ＫＹ活動　＝　潜んでいる危険を見つける

◆ＫＹとは「危険（K）・予知（Ｙ）」のことです。
ＫＹ活動は、業務を開始する前に職場で「その作業では、どんな危険が潜んでいるか」を話し合い、「これは危ない」というポイントは対策を決め、作業のときは、一人ひとりが「指差し呼称」をして行動確認します。
◆「うっかり」、「勘違い」、「思い込み」などは安全ではない行動を招き、災害の原因となります。

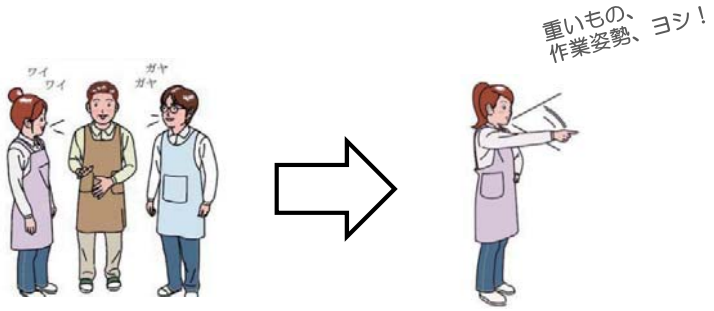

危険の「見える化」＝ 危険を周知する

◆危険の「見える化」は、職場の危険を可視化（＝見える化）し、従業員全員で共有することです。
KY活動で見つけた危険のポイントに、ステッカーなどを貼りつけることで、注意を喚起します。
◆墜落や衝突などのおそれのある箇所が分かっていれば、慎重に行動することができます。

安全教育・研修 ＝ 正しい作業方法を学ぶ

◆「脚立の正しい使い方」、「腰痛を防ぐ方法」、「器具の正しい操作方法」などを知っていれば、労働災害を防ぐことができます。
◆教育・研修では、「どんな災害が起こっているか」、「どうしたら災害は防げるか」、「正しい作業手順（マニュアル）」はどのような内容かなどを従業員に伝え、教えます。
◆朝礼など皆が集まる機会を捉えて教育・研修を行う方法もあります。
特に、はじめて職場に就いた従業員には<u>雇い入れ時に安全教育</u>を行う必要があります。

安全意識の啓発 ＝ 全員参加

◆安全活動は、経営者や責任者の責務であるとともに、正社員、パート、アルバイト、派遣にかかわらず、従業員も全員参加することが重要です。
◆従業員一人ひとりの安全意識を高めるために、朝礼などの場を活用したトップの「安全で安心な職場づくり」の表明や、チラシ などによる周知などが効果的です。

安全活動をするためにはどうすればよいのでしょうか??

労働安全衛生法施行令第２条第３号に掲げる業種における安全推進者の配置等に係るガイドライン

＜安全推進者を配置しましょう＞

安全活動は、「誰かがしてくれる」では、
労働災害の防止に効果のある活動はできません。
そこで、「安全の担当者」＝「安全推進者」を
配置しましょう。

安全活動を推進するため
には旗振り役が必要です

＜安全推進者を配置するときのポイント＞

◆安全推進者は、事業場ごとに１人以上配置します。
（一定区域内の複数の事業場に、１人の安全推進者を配置することもできます。）

◆安全推進者を配置したときは、名前を作業場に掲示して、周知します。

◆事業主は、安全推進者が活動しやすいように、必要な権限を与えて、能力向上にも配意します。

＜安全推進者の活動内容＞

①職場環境と作業方法の改善に関すること
例：職場内の整理整頓（４S活動）の推進、床の凹凸面の解消など職場内の危険箇所の改善、刃物や台車など道具の安全な使用に関するマニュアルの整備　など

②労働者の安全意識の啓発と安全教育に関すること
例：朝礼などの場を活用した労働災害防止の意義の周知・啓発、荷物の運搬などの作業での安全な作業手順についての教育・研修の実施　など

職場の安全活動については、厚生労働省ホームページをご覧いただくか、最寄りの都道府県労働局、労働基準監督署の方にお問い合わせ下さい。

＜ホームページ＞

安全・衛生に関する主な制度・施策紹介　　安全・衛生　検索

安全衛生関係のパンフレット一覧　　安全　パンフ　検索

＜パンフレット＞

「労働者の安全と衛生の確保について」　　安全と衛生の確保　検索

「安全な店舗づくりの進め方～4S活動で転倒・転落災害を防ぎましょう～」　　安全　店舗4S　検索

「社会福祉施設における労働災害防止のために～腰痛対策・４S活動・KY活動～ 」
http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/111202-1.html

「小売業、社会福祉施設における危険の「見える化」ツール（危険の見える化関係） 」

安全衛生 見える化 小売業　検索